



愛知県内初！

大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例を制定します

大府市は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいのある人の誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、「大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例」を愛知県内で初めて制定します。

超高齢社会による認知症高齢者や親なき後の支援が必要となる障がいのある人などの増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性はさらに高まっています。

大府市は、国立長寿医療研究センターを始めとする国内有数の研究機関が所在する恵まれた環境の下、全国に先駆けて、認知症施策を積極的に推進してきました。

成年後見制度の利用の促進は、全ての市民が人生 100 年時代を安心して暮らしていくために非常に重要かつ有効なものです。これまで、成年後見制度に関する業務を平成 20 年から知多半島 5 市 5 町共同で NPO 法人知多地域成年後見センターに委託していました。しかし、今後は、広域ではなく市民の生活に一番身近な市が責任を持って取り組みます。なお、この条例は、12 月議会に上程します。

■大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例の概要

条例のポイント／次の通りです。

- (1) 一人一人に適した成年後見制度の利用を促進し、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現を目指します（条例前文）
- (2) 立場ごとの役割の明確化（第 3 条、第 4 条、第 5 条）
 - ・ 市は、国および他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を策定し、実施します。
 - ・ 関係者は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めます。
 - ・ 市民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めます。
- (3) 地域に即した基本的な計画の策定（第 7 条）
 - ・ 国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を策定します。
- (4) 大府市成年後見センターの設置（第 8 条）
 - ・ 市は、関係機関がチームとなって本人や成年後見人などを支援していく仕組みとなる地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関「大府市成年後見センター」を設置します。



施行期日／令和 4 年 4 月 1 日

今後の事業展開／次の通りです。

- ・ 地域に即した基本的な計画の策定
- ・ 大府市成年後見センターを設置し、一人一人に寄り添ったきめ細かな対応を実施
- ・ 成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議する審議会を設置

■ 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の希望に沿う形で財産の管理や生活の保障を法的に行うための制度です。

■ 参考資料 条例概念図

【問い合わせ先】

大府市高齢障がい支援課

担当：太田佑樹（オオタ ユウキ）

電話：0562-45-6289 FAX：0562-47-3150 メール：kourei-shougai@city.obu.lg.jp

大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例 概念図

目的：成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること

